

飯綱町農業委員会委員欠員募集要項

1 募集人数

1 人

2 任用期間

任命日～平成 32 年 12 月 31 日まで

3 身分

飯綱町の特別職の非常勤職員

4 職務内容

- (1) 農地の権利移動の許可や農地転用許可に対する意見の決定
- (2) 農地等の利用の最適化の推進（農地利用最適化推進委員との連携業務）
 - ①担い手への農地の集積（規模拡大）・集約化（集団化）の推進
 - ②遊休農地の発生防止・解消の推進
 - ③農業への新規参入の促進
- (3) 法人化その他農業経営の合理化に関する事項
- (4) 農業に関する調査及び情報の提供

※具体的活動：総会、運営委員会、研修会、勉強会、現地調査、
日常活動（農家相談、農地パトロール、地域での会議への参加など）

5 委員報酬

飯綱町特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例により支給

6 推薦を受ける者及び応募する者の資格

農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関しその職務を適切に行うことができる者で、次のいずれかに該当する者は除きます。

- (1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者
- (2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

7 推薦及び応募に係る手続き等

推薦及び応募の方法は、農業者又は農業者が組織する団体等からの推薦を受けて申し込む方法と、自ら応募する方法の 2 通りがあります。

次の様式に必要事項を記入し、持参又は郵送により飯綱町農業委員会事務局へ提出してください。

なお、推薦及び応募に係る書類は返却しませんのでご了承ください。

(1) 提出書類

①農業者又は農業者が組織する団体等が推薦する場合

飯綱町農業委員会委員推薦書（様式第1号）

②自ら応募する場合

飯綱町農業委員会委員応募書（様式第2号）

(2) 様式の入手方法

飯綱町農業委員会事務局にて配布するほか、飯綱町のホームページからダウンロードすることもできます。

【ホームページアドレス】

<https://www.town.iizuna.nagano.jp/docs/1835.html>

8 募集期間

平成30年7月23日（月）から平成30年8月22日（水）

【期間内必着】

※持参する場合は、役場開庁日の午前8時30分から午後5時15分までに提出してください。

9 選任方法

提出された書類をもとに選定します。必要に応じて面接を行う場合があります。

10 選考結果の通知

平成30年9月上旬頃

選考の結果については応募者に通知するほか、飯綱町のホームページ等で公表します。

11 応募内容の公表について

法令の規定に基づき、募集期間の中間及び期間終了後に、飯綱町のホームページ等で推薦書及び応募書に記載された事項（住所及び電話番号等個人情報を除く）を公表します。

12 問い合わせ・応募書類の提出先

〒389-1201

飯綱町大字芋川160番地

飯綱町産業観光課農政係 飯綱町役場産業観光課内

電話（直通） 026-253-4765（代表） 026-253-2511